

長 子 支 号 外
平成 29 年 6 月 29 日

医療機関代表者 様

長崎市長 田上 富久
(公印省略)

子どもに係る長崎市福祉医療費助成制度の拡大について(依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本市行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、子ども(小学生以下の児童)、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦に対する福祉医療費について、関係機関の御協力をいただき、現物給付で助成しているところですが、平成 29 年 10 月から子ども福祉医療費の入院にかかる対象者を、現行の小学校卒業までの児童から、中学校卒業までの児童へと拡大することといたしました。

つきましては、制度変更の詳細は裏面のとおりとなっておりますので、中学生にかかる福祉医療費の現物給付への御協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【担 当】〒850-8685

長崎市桜町 2-22 (長崎市役所別館 1 階)

こども部子育て支援課育成係 金田・上戸・坂上・岩崎

電話 095-829-1270

FAX 095-829-1275

子ども福祉医療費助成制度について

【対象者拡大にかかる変更内容】 ※変更箇所は、太字（下線付）部分です。

区分	現行（変更前） ～平成 29 年 9 月 30 日まで	変更後 平成 29 年 10 月 1 日～
対象者	長崎市在住の <u>小学校卒業までの児童</u> （12 歳到達後の最初の 3 月 31 日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外	【通院】 長崎市在住の小学校卒業までの児童 （12 歳到達後の最初の 3 月 31 日受診分まで） 【 <u>入院</u> 】 長崎市在住の <u>中学校卒業までの児童</u> （15 歳到達後の最初の 3 月 31 日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外
保護者負担	1 医療機関あたり、1 日 800 円、 月上限 1,600 円 （調剤薬局は保護者負担なし）	1 医療機関あたり、1 日 800 円、 月上限 1,600 円 （調剤薬局は保護者負担なし）
支給方法	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小学生：現物給付（長崎市内）	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小・ <u>中学生</u> ：現物給付（長崎市内）

【スケジュール】

- 平成29年6末～7月初旬 : 長崎市内の中学校で対象児童へ制度改正についてチラシを配布
 平成29年7月初旬～ : 中学生の受給資格申請受付開始
 平成29年9月末～ : 中学生用受給者証の交付開始（申請をした方に順次発送）
 平成29年10月1日～ : 制度拡大開始

【留意事項】

- 中学生についても、公費負担者番号は現在の子ども福祉医療と同じ「80420011」のままです。ただし、中学生については、小学生以下とは別に受給者証を交付します。
- 小学生までの児童は、ひとり親家庭福祉医療や重度心身障害者福祉医療の対象であっても、子ども福祉医療の受給者証のみを交付しています。
 中学生については、子ども福祉医療では入院のみの助成のため、ひとり親家庭福祉医療や重度心身障害者福祉医療の受給者証をお持ちの方には、子ども福祉医療の受給者証は交付していません。中学生の方が受診される際には、受給者証の種類の確認をお願いします。
- 今回の制度拡大は、長崎市独自のものであるため、長崎市外在住の患者さんについては、現物給付とはなりません。小学生と同様、長崎市在住の方についてのみの対応となります。
- 受給者証をお持ちでない場合は、一旦 3 割受診となり、後日長崎市へ償還払いの申請をしていただきます。受給者証の交付を受けていない場合は、まず受給資格申請の手続きをしていただく必要があります。